

第2章 こんにちは♡赤ちゃん

子育て中の時ほど、人と人のつながりが心強い事はありません。そんな時、気軽に相談できる人がいる事はとても大切です。

1. 赤ちゃんの誕生



しゅっしょう 出生届

保健福祉課（保健センター）直通 0266-62-9134

- ◆ 出産したら**14日以内**に本籍地、住所地、出生地のいずれかの**市町村役場**に**出生証明書**、**母子手帳**、**印鑑**、**加入している健康保険証**等を持参し届け出をしてください。
- ◆ 富士見町の場合は、**住民税務課 住民係**へ届け出をしてください。



赤ちゃん訪問（保健師又は助産師による）

- ◆ お子さんが生まれてから生後3ヶ月までの間に、家庭訪問があります。お宅に訪問し、必要な健康指導等を行ないます。
- ◆ 訪問の時期については出生届時、または電話でのご相談となります。

もうひとつの



赤ちゃん訪問（民生児童委員による）

保健福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

- ◆ 生後2～3ヶ月くらいに、住んでいる地域の民生児童委員による赤ちゃん訪問があります。ファーストブック（絵本）を一冊もらえますよ♪
- ◆ 対象：希望者（出生届時に希望の有無をお聞きます）

2. 誕生してからのサポート

申請が必要なものもあります。必要な方は忘れずに申請書類を提出してください。



児童手当

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

0歳～高校年代までの乳幼児・児童を養育している父母等に支給されます。

- ◆ 出生・転入の際に申請できます
- ◆ 毎年現況を確認させていただきます



家庭子育て補助金

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

3歳未満の第二子以降の乳幼児を親または家族が子育てする家庭に対して補助金を支給する制度です。

- ◆ 補助金交付額
第二子：月額 10,000 円 第三子以降：月額 20,000 円
- ◆ 支給には要件があります 詳しくは幼児保育係へ



富士見町出産祝い金

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

新生児の健やかな成長を願うとともに、安心して子育てができるよう経済負担の軽減を図ることを目的として、出生時に「出産祝い金」が支給されます。

- ◆ 対象・支給額
出産祝い金：子を出産した方又はその配偶者へ、児童一人当たり 100,000 円

出生届の際に申請の案内があります。対象要件など、詳しくは子ども課幼児保育係までお問い合わせください。



乳幼児用おむつ購入費補助金

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

0～2歳のお子さんのおむつの購入費用に対し、お子さん一人当たり年間最大 24,000 円の補助が受けられます。

購入時期や申請期限等の要件がありますので、詳しくは子ども課幼児保育係までお問い合わせください。



聴覚検査費用の助成

保健福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

町から新生児の聴覚検査（出生時行われます）費用の助成を受けられます（上限 4,000 円）。妊娠届提出時、受検票（補助券）をお渡しします。ご出産される際、補助券を病院に提出してください。

長野県外の病院で検査を受ける場合、ご相談ください。



乳幼児等福祉医療費給付金

保健福祉課 社会福祉係 直通 0266-62-9144

乳幼児・児童の医療負担を軽減するため、保険診療分の医療費が支給されます。

- ◆ 対象：0 歳から 18 歳（18 歳に到達後最初の 3 月 31 日）までのお子さん
- ◆ 保育園や学校でのケガ等にかかる医療費は対象とならない場合があります。（別保険に加入）
- ◆ 受給者負担金 300 円を引いた額が支給されます。
- ◆ 県内の医療機関等での診療は、窓口で受給者負担金 300 円のみお支払いいただく「現物給付方式（窓口無料化）」です。制度につきまして、詳しくはお問合せください。



小児慢性特定疾病 医療費助成制度

諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 直通 0266-57-2926

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全な育成及び家庭の負担軽減を図るため、その医療費の一部が助成されます。



未熟児養育医療

保健福祉課 保健予防係（保健センター） 直通 0266-62-9134

出生時の体重が 2,000 g 以下であるなど、体の発育が未熟なまま生まれたため指定療育機関に入院されている場合に、医療費の一部が助成されます。



1か月健康診査

町から 1 か月健診費用の助成を受けられます（6,040 円）妊娠届提出時、受診票（補助券）をお渡しします。受診される際、補助券を病院に提出してください。長野県外の病院で検査を受ける場合、ご相談ください。



産婦健康診査

保健福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

産婦健康診査とは、産後の身体の回復状況の確認と、産後の不安等を相談できる、お母さんのための健診です。おおむね産後 2 週間と、1 か月の 2 回分の受診票を交付しています。



産後ケア事業通所型タイムケア

保健福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

出産後はお母さんの心身の状態が急激に変化すると共に、生まれたばかりの子への対応の中で、おっぱいや育児についての相談が必要になることもあります。その様な時は妊娠届時、もしくは出産届時に配布した利用券を使用して相談ができます。

- ◆ 対象：町内に住所があり、出産から 1 年 6 か月以内の保護者の方
- ◆ 内容：1,000 円の利用券×12 枚(計 12,000 円)

乳房マッサージや相談など、医療保険適用外費用に対して利用できます。利用券の使える施設以外の施設で産後ケアを受けた場合、保健センターへの申請により該当分を町から助成します。



産後ケア事業宿泊型・通所型デイケア・訪問型

保健福祉課 保健予防係(保健センター) 直通 0266-62-9134

宿泊型は出産を終えたお母さんが病院に宿泊して心身を休めながら、助産師のケアなどを受けられます。通所型デイケアは実施施設で日中過ごし、心身を休めながら助産師のケアなどを受けられます。訪問型は助産師の訪問によりご自宅でケアなどを受けられます。利用料の 8 割を町が負担します。利用希望の方は、保健予防係(保健センター)へご連絡ください。

- ◆ 対象：出産から 1 年未満の町民の方



子育て世帯訪問支援事業

子ども課 子ども・家庭相談係 直通 0266-62-9233

家事や子育てに対して不安を抱えるご家庭などに、町が委託している事業所の訪問員が訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

◆ 対象となる方

町内に住所を有する妊産婦さん及び18歳未満の子どもを養育するご家庭で、町が利用について必要と認めた家庭。

◆ 利用方法

事前に申請が必要となります。希望される方は、こども家庭センター(子ども・家庭相談係)までご相談ください。

〈利用時間〉

- ・ 8:30～17:00
※ 年始年末(12月29日から翌1月3日迄)は除く)
- ・ 1日当たり2時間まで、ひと月当たり20時間を限度とします

〈費用〉

- ① 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は無料
- ② ①以外の世帯は1時間あたり1,000円

当日キャンセルの場合は、キャンセル料が500円かかります。

- ◎ 緊急時・やむを得ない事由がある場合はこの限りではありませんので、お気軽にご相談ください。



ながの子育て家庭優待パスポート

子ども課 幼児保育係 直通 0266-62-9237

「ながの子育て家庭優待パスポート」は協賛店で買い物などの際にカードを提示すると、割引など各種サービスを受けることができます。富士見町内だけでなく、県内外にご利用いただける協賛店があります。

◆ 対象家庭

18歳以下の子ども(18歳に達する年度の3月末まで)が1人以上いる家庭と妊婦がいる家庭。カードは、裏面に記載した子どもとその家庭に限り利用できます。

また、18歳以下の子ども(18歳に達する年度の3月末まで)が3人以上いるご

家庭へは「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布します。通常のパスポートの特典に加え、追加で特典が受けられます。(追加特典の有無は協賛店により異なります)

◆ 協賛店

協賛店や優待サービスの内容は、長野県子育て応援サイト「チアフルながの」で検索できます。また、子育て支援優待パスポートの全国共通展開により、長野県のパスポートを県外でも使用することができます。詳しくは「チアフルながの」から関連サイトをご確認ください。

◆ 「ながの子育て家庭優待パスポート」はLINE で利用できます

長野県公式LINE アカウントを「友だち」追加し、利用登録すると、LINE アプリでながの子育て家庭優待パスポートを利用することができます。利用方法等は長野県子育て応援サイト「チアフルながの」をご確認ください。

長野県子育て応援サイト
「チアフルながの」

